

刈谷市行政評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 行政評価の客観性を確保するとともに、効果的かつ効率的な行政運営の推進について外部の意見を求めるため、刈谷市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政評価における外部評価を行い、その結果を市長に報告すること。
- (2) 事務事業等の改善について、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 刈谷市行政評価委員会委員名簿

委員の構成	団体名等	役職等	氏名
学識経験を有する者	愛知教育大学	理事・副学長	都 築 繁 幸
	名城大学	教授	昇 秀 樹
	愛知大学	助教	吉 本 理 沙
弁護士	飛鳥総合法律事務所		加 藤 時 彦
公認会計士	朝日税理士法人		近 藤 克 磨
企業代表者	株式会社豊田自動織機	執行役員	浅 井 裕 章
	奥野機材株式会社	代表取締役社長	天 野 櫻 子

# 刈谷市事務事業評価実施方針

平成23年5月

企画部企画政策課

## はじめに

本市では、新たなまちづくりの羅針盤となる第7次刈谷市総合計画を策定し、「人が輝く 安心快適な産業文化都市」を将来都市像として掲げ、市民生活における安心と安全の確保と快適な都市機能の整備、本市の発展を支えてきた産業の維持発展に努めるとともに、先人たちから受けついだ歴史や文化を大切にし、市民一人ひとりが生きがいや希望を持てるまちづくりを推進していくこととしています。

この計画における各施策・事業の推進にあたっては、共存・協働の考えの下、市民、地域・団体・事業者、行政がそれぞれの役割を果すことが大切であり、多様な主体がまちづくりに積極的に関わることができる環境づくりに努める必要があります。

そのため、市民との情報共有や意思疎通を図り、まちづくりのめざす姿を共有し、行財政運営の透明性の確保や説明責任(アカウンタビリティ)を果すことが重要であります。その一つとして行政評価を実施します。

行政評価については、これまでの行政経営改革において、事務事業評価、業務棚卸、ABC分析など様々な取組みを行ってまいりました。これらの取組みの成果や反省を活かし、平成23年度からは、市が実施する事務事業について、その目的・実施内容・結果などを市民にわかりやすく発信するとともに、事務事業の改善や改革につなげていくことを主たる目的として、事務事業評価を実施します。

## 1 これまでの取組み

平成 16 年 4 月に刈谷市行政経営方針を策定し、ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)と呼ばれる民間企業における経営理念や手法、さらには成功事例などを可能な限り行政現場に導入することを通じて各種の改革、改善を行い、行政の効率化・活性化の実現を目指してきました。

この方針の策定と前後して、行政評価制度を導入し、事務事業の見直し等の取組みを進めてきました。

### (1)行政評価に関する経緯

平成 14 年度；事務事業評価

平成 15 年度；事務事業評価

平成 16 年度；業務棚卸

平成 17 年度；業務棚卸

平成 18 年度；業務棚卸

平成 19 年度；行政評価制度の再検討

※平成 20 年度以降、第 7 次刈谷市総合計画の策定とあわせ、行政評価制度の再構築を検討することとしました。

### (2)行政評価における課題

#### ○事務事業評価

- ・事業の必要性及び効率性、公共関与の妥当性、実施主体の妥当性を評価の視点とし、妥当性を中心に議論をしたため、事業を整理する効果はあったものの「廃止」「縮小」などにつなげることができない面がありました。
- ・制度の利用目的や評価結果の活用方法が不透明となり、事務事業評価シートを作成することが目的となってしまった面がありました。

#### ○業務棚卸

- ・予算計上される事務事業以外の受付・相談・庶務などの内部事務も対象としたことで業務全体のフルコスト把握においては効果があったが、作成において膨大な時間を要するため、事務的な負担が大きい面がありました。
- ・外部評価や情報公開を視野に入れた場合、情報量が多く、市民にとって分かりづらい面がありました。

### (3)再構築におけるポイント

これまでの事務事業評価及び業務棚卸の取組みにおける反省や愛知県や先進自

治体で取り組んでいる行政評価の実施状況などのヒアリングを踏まえ、事務事業評価はあくまでも行政経営改革の手法の一つであることを認識し、実施する目的を明確にし、その目的にあった制度とすることが大切です。

また、統一した様式（評価シート）のみで事務事業の是非を評価することは難しく、事業の実施に至る経緯、受益者である市民等のニーズ、これまでの事業の変遷など多様な視点からの検討が必要であり、統一した様式における限界も考慮する必要があります。

そのため、全庁的に統一して実施する事務事業評価においては、共存・協働のまちづくりを進めていく上で、市民と情報を共有することが重要であるという観点から、事務事業という行政活動の情報提供を主眼に置き、その過程を通して事務事業の改善につなげていくことを目的としました。

#### ◇事務事業評価の目的

- ・行政活動の透明性の確保

市の実施している事務事業を市民に情報提供することを目的とします。

- ・改革、改善への動機付け

事業の目的・実施内容・実績などを整理する過程の中で、所属長の経営管理マネジメントにより事務事業の改善や改革へつなげます。

#### ◇統一した様式作成の留意点

- ・市民にとって、事業の概要や実施状況などがわかりやすい様式
- ・作成したものが活用されるような様式（決算資料、部門別計画の実施状況調査、事務引継資料など）
- ・業務に過度の負担を与えない簡素な様式

## 2 事務事業評価

### (1) 目的

市の実施している事務事業の目的・実施内容・実績などを市民にわかりやすく情報提供するとともに、事務事業の改善や改革へつなげることを目的に、事務事業評価を実施します。

### (2) 実施年度

原則、毎年度実施することとします。

### (3) 対象事業

原則、一般会計に予算計上される事業を対象とし、特別会計及び企業会計に予算計上される事業については必要に応じ対象とします。

※ただし、以下の事業については、対象外とします。

- ・ 人件費事業…評価対象事業に人的コストとして加算するため
- ・ 一般事務費事業…各部署の一般的な事務経費としての位置づけであるため

### (4) 外部評価

事務事業評価の客観性の担保及び事務事業の改善へつなげることを目的に、実施対象事業のうち毎年度20事業程度を行政評価委員会において、外部評価を実施します。

※事業の選定方法は、行政評価委員会において検討します。

### (5) 実施方法

統一した様式（様式1）を用いて、担当部署において、事務事業の目的・実施内容・実績・成果と課題などを整理します。

※記入方法については、別紙記入マニュアル参照

《単年度のスケジュール》

5月～7月	事務事業評価シート作成（内部評価）
8月	外部評価の実施
9月	外部評価報告書のとりまとめ
10月以降	事務事業評価結果の公表 改善検討や予算対応など



### 3 行政評価委員会

#### (1) 目的

行政評価の客観性の確保及び効果的かつ効率的な行政運営の推進のために、外部の視点を取り入れ、意見を求めるために行政評価委員会を設置します。

#### (2) 構成

構成：学識経験者を中心に7名で構成

委員：学識経験者、弁護士、公認会計士、企業代表者

#### (3) 役割

行政評価委員会は、市が実施する行政評価の外部評価を実施するとともに、必要に応じ事務事業等の改善に資する提言を行います。

- ・事務事業評価の外部評価

行政評価委員会の意見を伺い、毎年度20事業程度の事務事業評価の外部評価を実施します。

- ・施策評価の外部評価

第7次刈谷市総合計画の施策評価の外部評価を実施します。

- ・その他事務事業等の改善に関する事項

#### (4) 活動予定（平成23年度）

23年6月15日	第1回委員会（外部評価対象事業選定方針の決定）
8月3日・4日	第2回委員会（外部評価の実施）
9月	第3回委員会（外部評価報告書のとりまとめ）
24年2月	第4回委員会（評価結果に対する対応状況の報告 次年度方針案など）

## 参考

### 刈谷市行政評価委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 行政評価の客観性を確保するとともに、効果的かつ効率的な行政運営の推進について外部の意見を求めるため、刈谷市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政評価における外部評価を行い、その結果を市長に報告すること。
- (2) 事務事業等の改善について、市長に意見を述べること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

#### (意見の聴取等)

第7条 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

#### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

#### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 行政評価（事務事業評価）の進め方について

## 1 平成 23 年度行政評価の流れ

- ①担当部署により事務事業評価シートを作成（約 900 事業）
- ②「外部評価対象事業選定方針」に基づき、全事業から約 50 の事業を選定
- ③行政評価委員会により、約 50 の事業からさらに 20 事業を選定し、外部評価を実施

## 2 平成 23 年度事務事業評価対象事業

一般会計に予算計上される全事務事業

※<sub>1</sub> 以下の事業については対象から除きます。

- ・一般事務費事業
- ・人件費事業

※<sub>2</sub> 平成 23 年度は企業会計及び特別会計を対象外とします。

## 3 外部評価実施事業の選定について

## (1) 選定の流れ

選定方針を基に約 50 の事業を選定します。そこから、さらに行政評価委員により 20 事業を選定し、それを外部評価実施事業として決定します。

## (2) 選定方針

第 1 回刈谷市行政評価委員会（6 月 15 日）にて決定

※選定方針案について、別紙参照

## (3) 外部評価実施事業（20 事業）の選定方法

ア 選定方針を基に選定された約 50 の事業の事務事業評価シート（様式 1）を各委員に送付します。

イ 各委員において、個人として外部評価を実施すべき 20 事業を、事業選択シート（後日、評価シートとともに送付）にチェックし、事務局に提出してください。

※庁内のバランスを図るため、20 事業選定には一定の枠を設ける予定。

ウ 外部評価を実施すべきという意見の多い事業を優先的に選定し、委員長に最終確認を行い、外部評価実施事業を決定します。

(4) 事業選定シートの提出について

ア 提出方法

同封する返信用封筒、もしくはFAXにて提出をお願いします。

イ 提出期限

6月28日(火) 必着

4 外部評価の実施について

(1) 日時

8月3日(水) 午前9時～午後5時まで

8月4日(木) 午前9時～午後5時まで

※当日のスケジュールについては、後日ご案内いたします。

(2) 場所

刈谷市役所 7階 大会議室A

(3) 実施形式

1事業を以下のサイクルで、ヒアリング形式で実施します。

当日は一般公開で行います。

- ・担当部署による事業説明 10分
- ・内容に関する質疑応答 15分
- ・事業に対する講評 5分

※当委員会では事務事業に対し、意見の統一は行いません。各委員の様々な視点からご意見をいただき、いただいた意見を基に担当部署にて事業に対する対応を検討します。講評では、各委員からの意見の最終的な確認となります。

(4) 外部評価実施事業数

20事業(1日10事業)

(5) 模擬委員会の開催

外部評価導入初年度ということから、一般公開で行う行政評価委員会に備えるため、委員及び職員が公開形式で行われる外部評価の場を実感し、本番に備えられるよう、当日をイメージした模擬委員会を開催します。

開催日：7月15日(金) 午後1時(予定)

内 容：①外部評価実施事業から1～2事業について評価の実施  
②委員長講評と行政改革、行政評価に関する講演

※当日のスケジュールの詳細は、後日開催通知とともに送付します。

(6) 評価の方法

- ・ 事務事業評価シートを基に、意見の提言をお願いします。
- ・ 初年度に伴い、模擬委員会に合わせて、庁内において点検指導会を実施し、シートの記入内容の調整を行います。最終的に確定したシートを事前（7月末頃）に送付しますので、会議に先立ち内容のご確認をお願いします。

(7) 追加資料の請求について

外部評価において、追加資料を請求される場合は、担当部署の準備も必要になりますので、あらかじめ事務局(企画政策課)までご連絡ください。追加資料については、当日の資料として配布いたします。

資料請求の締切日：平成23年7月27日（水）

5 平成23年度 刈谷市行政評価委員会の予定

日程	内容
6月15日（水）	第1回刈谷市行政評価委員会 ・外部評価対象事業の選定方針の決定 (対象事業50事業の決定)
6月17日（金）	外部評価対象事業の事務事業評価シート（様式1）の送付
6月28日（火）	外部評価実施事業の選定締切 ・各委員による、対象事業50事業から外部評価を実施する20事業の選定作業の締切
7月上旬	外部評価実施事業決定
7月15日（金）	<b>模擬委員会</b> ・8月3日、4日の第2回行政評価委員会を想定し、1～2事業程度に対し、実際に評価を行う
8月3日（水） ～4日（木）	<b>第2回刈谷市行政評価委員会</b> ・外部評価の実施
9月	第3回刈谷市行政評価委員会 ・外部評価報告書（案）作成
10月以降	外部評価報告書及び事務事業評価シート（様式1）の公表
2月	第4回刈谷市行政評価委員会 ・外部評価結果に対する対応状況の報告 ・平成24年度外部評価について

連絡先 刈谷市 企画部 企画政策課 経営戦略担当（高野、酒井、内藤）

〒448-8501

愛知県刈谷市東陽町一丁目1番地

電話：0566-62-1001

FAX：0566-23-1105

メール：[kikaku@city.kariya.lg.jp](mailto:kikaku@city.kariya.lg.jp)

## 平成23年度 外部評価対象事業選定方針（案）

## 1. 平成23年度外部評価対象事業について

【対象とする事業】第7次刈谷市総合計画の実施計画書に掲載された事業を中心とした主要な事業

該当事業：168事業

【対象とする理由】平成23年度より新たに第7次総合計画がスタートし、外部評価導入初年度として、まず市の主要な事業を評価する必要があるため、実施計画書に掲載されている事業を中心として、平成22年度に取り組みされた主要事業に対して外部評価を実施する。

## 2. 選定方針に基づく約50の事業の選定について

外部評価対象事業選定方針に該当する事業のうち、以下の表に該当する事業は事業選定の対象外として、選定方針に基づく約50の事業の選定を行います。

対象外とする事業		理由
①建設事業	①-1 道路、上下水道、公園、 河川などの都市基盤整備 に関する事業	都市基盤に関する事業は、原則として事務事業単位ではなく、市全体を対象とした施策単位で検証することが必要であり、施策評価において対象とするため、事務事業評価では対象外とする。 ※維持保全に関する事業は対象とする。
	①-2 公共施設の建設に関する 事業	建設中の事業については、成果の検証が困難であるため、原則として対象外とする。 ※維持保全に関する事業は対象とする。
②計画策定事業		策定中においては成果の検証が困難であるため、対象外とする。
③国・県からの補助金充当事業		今年度は国、県補助金に影響されない「市単独事業」を優先するため、対象外とする。
④事業費が100万円未満の事業		事業費が小額であるため、外部評価の初年度としては100万円以上の事業を優先し評価を実施する。
⑤平成22年度完了事業		次年度以降継続せずに完了する事業は、事業の直接的な改革・改善に至らないため、対象外とする。
⑥県、一部事務組合・広域連合への負担金事業		裁量が入り込む余地が少ないため、対象外とする。
⑦繰出金		特別会計との関連があるため、対象外とする
⑧基金事業		果実運用型基金を除き、今年度は対象外とする。
⑨予備費、諸支出金、還付金事業、償還事業		裁量が入り込む余地がないため、対象外とする。